

事務連絡  
令和7年4月22日

各都道府県知事部局 私立高等学校  
及び専修学校高等課程担当課  
各都道府県教育委員会 高等学校担当課 ご担当者 様  
各指定都市教育委員会 高等学校担当課

独立行政法人日本学生支援機構  
貸与・給付部 貸与・給付総務課

#### 2026年度（令和8年度）大学等奨学生採用候補者の推薦について

本機構業務につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2026年度に大学等への進学を予定している高校生等を対象とした、給付奨学生、貸与奨学生の採用候補者に係る推薦について、本機構から各高等学校長等に対し、別添「2026年度（令和8年度）大学等奨学生採用候補者の推薦について（依頼）」のとおり依頼しましたので、お知らせします。

当該推薦依頼にも記載していますように、本年度より、「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯の学生等への授業料等減免支援が拡充されております。また、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）※に基づきマイナンバーについてはオンラインにより提出することとし、更に、「確認書（貸与・給付）」については高等学校等を經由せず申込者から本機構に直接提出することとしたことで、学校等によるこれらの取りまとめ事務は原則として不要となり、申込者（生徒等）の負担も軽減いたしました。

各都道府県及び指定都市のご担当者様におかれましては、本件についてご承知いただくとともに、本機構奨学金事業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（関係部分抜粋）

(17) 独立行政法人日本学生支援機構法（平15法94）

独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金（14条及び17条の2）の予約採用手続については、申請者及び地方公共団体が設置する高等学校等の事務負担を軽減するため、令和7年度の申請手続から以下の措置を講ずる。

- ・生徒及び生計を維持する者のマイナンバーについて、オンラインにより提出することとする。
- ・「貸与奨学金確認書」及び「給付奨学金確認書」について、高等学校等を經由せず、申請者から独立行政法人日本学生支援機構に直接提出することとする。

#### 【添付資料】

- (1) 「2026年度（令和8年度）大学等奨学生採用候補者の推薦について（依頼）」
- (2) 「2025年度（令和7年度）の大学等予約採用スケジュール及び主な変更点について（連絡）」
- (3) 奨学金申込関係書類一式
- (4) 高等教育の修学支援新制度リーフレット

#### 【本件に係る照会先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 貸与・給付総務課 企画係  
TEL：03-6743-6694 FAX：03-6743-6097  
（平日8時30分～18時15分）